

北上市告示甲第63号

北上市一時保育事業利用者負担軽減給付金支給要綱を次のように定め、令和6年10月1日から施行する。

令和6年10月1日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市一時保育事業利用者負担軽減給付金支給要綱

(目的)

第1 この告示は、低所得世帯、支援が必要な児童がいる世帯等の一時保育事業の利用に要する費用（以下「一時保育利用者負担金」という。）に対して給付金を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第2項に規定する保護者をいう。
- (2) 一時保育事業 一時預かり事業実施要綱（一時預かり事業の実施について（令和6年3月30日付け5文科初等第2592号文部科学省初等中等教育局長・こ成保第191号こども家庭庁成育局長通知）に定めるものをいう。）に規定する一般型又は余裕活用型で実施される一時保育事業をいう。
- (3) 要支援児童 児童福祉法（昭和24年法律第164号）第6条の3第5項に規定する保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童をいう。
- (4) 要保護児童 児童福祉法第6条の3第8項に規定する保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童をいう。
- (5) 市町村民税所得割合算額 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額（その所得割額が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）において課税されているときは、指定都市以外において課税されたものとみなして算定した額とする。）をいう。

(支給対象者)

第3 給付金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、一時保育事業を利用した児童の保護者であって、次の各号のいずれかの世帯に属し、かつ、支給

を受けようとする一時保育利用者負担金を支払ったものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯
- (2) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）を課されない世帯
- (3) 保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者について当該年度の市町村民税所得割合算額が77,101円未満である世帯
- (4) 北上市要支援児童又は要保護児童のいる世帯その他市長が特に支援が必要と認めた世帯のうち、その児童及び保護者の心身の状況、養育環境等を踏まえ、一時保育事業利用者負担金を軽減することが適当であると認められる世帯（前3号に該当するものを除く。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者としてしない。

- (1) 利用日において、市の住民基本台帳に登録されていない者
- (2) 一時保育利用者負担金の滞納がある者
- (3) 北上市暴力団排除条例（平成27年北上市条例第28号）第2条に規定する暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者である者
（要件判定）

第4 第3第1項第2号又は第3号に規定する要件は、一時保育事業を利用した日が4月から8月までの場合にあつては前年度、9月から翌年3月までの場合にあつては当年度の市町村民税又は市町村民税所得割合算額により判定する。

（支給額）

第5 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、当該各号に定める額又は一時保育利用者負担金の額のいずれかの少ない額とする。

- (1) 第3第1項第1号に該当する者 児童1人当たり日額3,000円
- (2) 第3第1項第2号に該当する者 児童1人当たり日額2,400円
- (3) 第3第1項第3号に該当する者 児童1人当たり日額2,100円
- (4) 第3第1項第4号に該当する者 児童1人当たり日額1,500円

（支給申請）

第6 給付金の申請者は、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 北上市一時保育利用者負担軽減給付金支給申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 一時保育利用者負担金に係る領収書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（審査及び決定）

第7 市長は、第6の規定による申請があった場合は、内容を審査し、給付金の支給の可否を決定し、北上市一時保育利用者負担軽減給付金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付金の支給の決定をしたときは、当該支給決定した日に申請者から補助金の請求があったものとみなして、速やかに当該申請者に給付金を支給する。

（支給決定の取消）

第8 市長は、支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令又はこの告示に違反したとき

(2) 偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けたとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により給付金の支給の全部又は一部を取り消したときは、北上市一時保育利用者負担軽減給付金支給決定取消通知書（様式第3号）により支給決定を受けた者に通知するものとする。

（給付金の返還）

第9 市長は、第8の規定により給付金の支給の決定を取り消したときは、既に支給した給付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（補則）

第10 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

年 月 日

北上市長 様

北上市一時保育事業利用者負担軽減給付金支給申請書兼請求書

北上市一時保育事業利用者負担軽減給付金支給要綱第6の規定により給付金の支給を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

なお、当該申請（請求）に当たり、決定にあたって必要な範囲内で申請者の税務情報等の公簿等を北上市が閲覧及び調査することに同意、誓約します。

1 申請者等

申請者	氏名		児童との続柄	生年月日	電話番号
	住所				年1月1日の住所 市内・市外
申請者以外の保護者	氏名		児童との続柄	生年月日	電話番号
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ			年1月1日の住所 市内・市外
児童	氏名		生年月日	利用施設名	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ			年1月1日の住所 市内・市外

2 上記1以外の保護者と同一の世帯に属する者

同一の世帯に属する者	氏名	児童との続柄	生年月日	年1月1日の住所
				市内・市外

3 該当区分

区分	内容	給付金の上限額 (児童1人あたり)
1	生活保護受給世帯	日額3,000円
2	市町村民税非課税世帯	日額2,400円
3	市町村民税所得割額を世帯合算した額が77,101円未満である世帯	日額2,100円
4	要支援児童又は要保護児童のいる世帯その他市長が特に支援が必要と認める世帯	日額1,500円

4 一時保育事業の利用状況及び支給申請(請求)額

利用日	利用施設名	利用者負担金 (a)	給付金の上限額 (b)	aとbを比較して 小さい額(c)
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
給付金の支給申請(請求)額の合計				円

5 振込先金融機関口座

年 月 日

様

北上市長



北上市一時保育給付金支給決定取消通知書

年 月 日付けで支給決定をした北上市一時保育利用者負担軽減給付金について、次のとおり支給決定の全部又は一部を取り消したので、北上市一時保育利用者負担軽減給付金支給要綱第8第2項の規定により通知します。

記

- 1 支給決定の取消額 円
- 2 取消後の支給決定額 円
- 3 支給決定の取消理由